

八街市指定ごみ袋取扱店マニュアル



Yachimata City

令和8年6月

八街市地域振興部クリーン推進課

はじめに

八街市では、ごみの減量化・再資源化を推進するため、令和8年10月から指定ごみ袋を有料化いたします。

これに伴い、流通方法を見直し、指定ごみ袋を市民の皆さまへ販売していただく取扱店には、市から指定ごみ袋の供給（注文、受領）を受け、市民へ販売していただくとともに一般廃棄物処理手数料を市へ納付していただくことになります。（取扱店が市に代わって一般廃棄物処理手数料を徴収し、指定ごみ袋を販売することとなります。）

本マニュアルでは、本市の指定ごみ袋の取り扱いに関する一連の流れと、詳細についてご説明するとともに、取扱店の登録方法等について掲載しております。

取扱店の皆さまには、本マニュアルを参考とし、適切に業務を実施いただきますようお願いいたします。

八街市地域振興部クリーン推進課

八街市指定ごみ袋取扱店マニュアル

はじめに

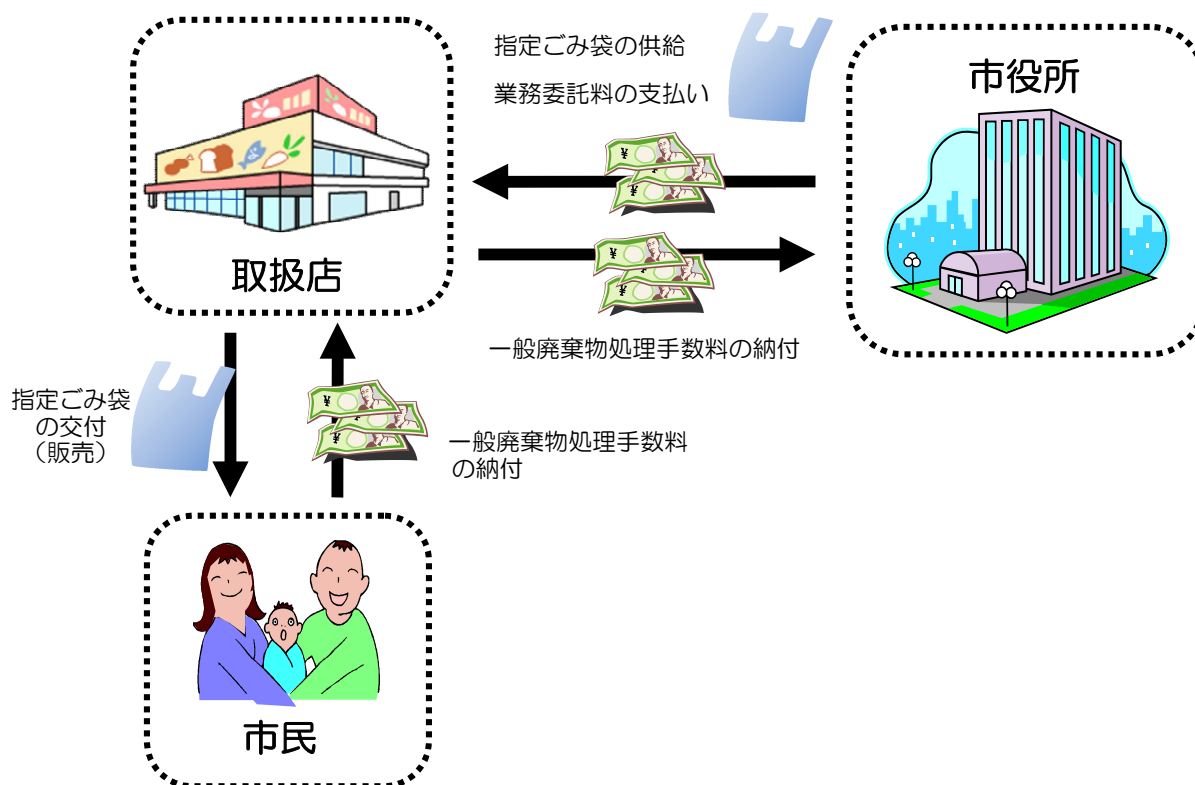
目次

1. 家庭ごみの有料化とは	P.2
2. 取扱店の業務について	P.3
3. 注文・配送について	P.5
4. 指定ごみ袋の販売について	P.7
5. 一般廃棄物処理手数料の納付について	P.9
6. 口座振替（自動引落）の登録方法について	P.13
7. 取扱店の登録要件について	P.15
8. 取扱店登録に必要な書類について	P.16
9. 取扱店になったら	P.18
問い合わせ先	P.20

1. 家庭系ごみの有料化とは

「有料化」とは、市がごみ処理について手数料を徴収することを言います。指定ごみ袋の有料化においては、市民の皆さまがごみ袋を購入するときに支払う代金のごみ処理手数料として市の収入になります。また、市民の皆さまが納めていただいたごみ処理手数料の使い道は、ごみの収集運搬に係る費用や焼却施設等の維持管理費、資源ごみの再資源化に係る費用などに充てられます。

※有料化を実施している多くの市町村は、この指定ごみ袋に手数料を含ませる方法を採用しています。



市と契約いただいた店舗は、指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）として、市に代わって指定ごみ袋を販売していただき、販売代金として徴収した一般廃棄物処理手数料を市に納付していただきます。

（取扱店は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づく指定公金事務取扱者となります。）

また、本業務に関する市との委託契約に基づき、市は取扱店に対し、一般廃棄物処理手数料徴収業務委託料（以下「委託料」といいます。）を支払います。この委託料は、月あたりの指定ごみ袋の納品数（仕入れ数）に応じて支払われます。

（委託料の金額については後の頁でご説明します）

2. 取扱店の業務について

●業務の概要

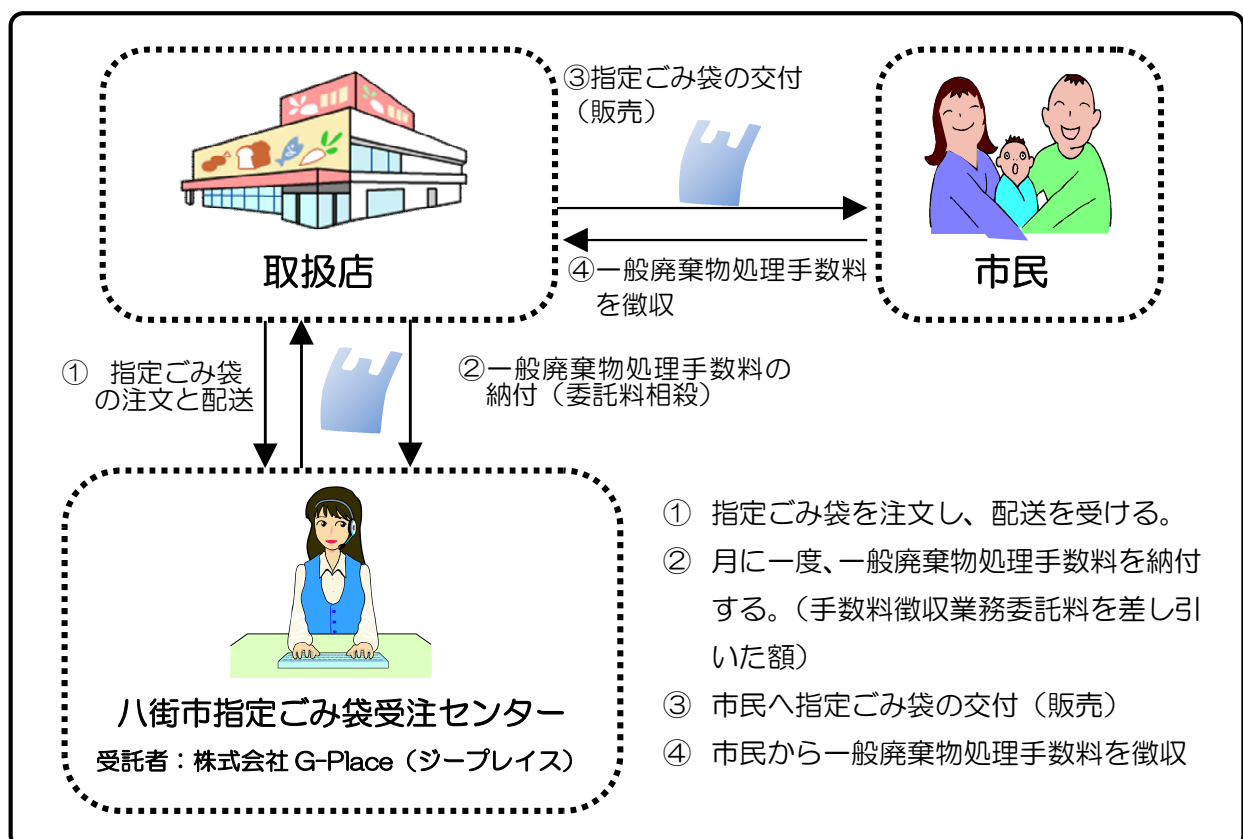
注 文： 取扱店は、常にすべての種類の指定ごみ袋について、市民に販売ができるよう在庫管理していただきます。指定ごみ袋の仕入れは、市が指定する「八街市指定ごみ袋受注センター」に注文してください。

受注センターでは原則、FAX、インターネットにて注文を受付いたします。注文の締め切りは原則毎週火曜日となりますが、別途作成する「八街市指定ごみ袋配送収納カレンダー」を参照してください。

FAX 又はインターネット環境が整っていない場合は、電話での注文を受付します。受注センターの営業時間外の受付は、FAX 又はインターネットのみとなります。

納品受領： 配送は週に 1 回「八街市指定ごみ袋配送収納カレンダー」の配送日に従って配送いたします。必ず立ち会い、検品のうえ受領してください。

手数料納付： 月単位で納品を受けた指定ごみ袋の数量に基づき、一般廃棄物処理手数料を翌月に請求いたします（手数料徴収業務委託料を差し引いて請求）。請求月 20 日までに口座振替（自動引落）又は振込みの方法にて納付してください。



3. 注文・配送について

●注文先

- ・指定ごみ袋の注文は、市が業務を委託している下記の事業者に発注してください。

八街市指定ごみ袋受注センター

(受託者：株式会社G-P l a c e (ジープレイス))

電話番号：0120-979-303

FAX 番号：0120-979-404

営業時間：9：00 ～ 16：00（土日祝日を除く。）

- ・注文内容を取扱店にも保管いただくため、原則として FAX 又はインターネットでの注文をお願いしております。
- ・インターネットを利用した注文については、取扱店ごとに注文入力用の ID・パスワードを発行いたしますので、「八街市指定ごみ袋インターネット受注サービス申込書」に必要事項を記入し、提出してください。後日、利用承諾書及び利用方法マニュアルを送付いたします。書類の送付までは1週間前後いただきますので余裕をもってお申し込みください。
- ・FAX、インターネットの設備をお持ちでない場合は、電話での注文を受付いたします。電話での注文の場合は、注文した内容を取扱店で控え、保管・管理してください。

●注文締切日及び配送日

注文締切日：毎週火曜日 12時00分

配 送 日：同週水曜日～金曜日

- ・日曜日、祝日、GW、年末年始は配送日が前後しますので、八街市指定ごみ袋配送収納カレンダーで確認してください。
- ・配送日・配送時間の指定はできませんので注意してください。

●注文・配送単位

- ・指定ごみ袋は箱単位（50組500枚）で注文してください。

●納品方法

- 指定ごみ袋を受領するときは立ち会っていただき、注文内容と納品内容に間違い等がないか、確認してください。
- その際、配送員が持参した納品書兼受領書の受領書部分2ヶ所に受領印を押印いただくか、または担当者の署名をお願いします。
- 配送員が納品書をお渡ししますので取扱店で保管をお願いいたします。

〒000-0003		納品書 (取扱店控)		No. DMD20000011		Page. 1/1	
				注文受付日: 2020年10月01日			
取扱店 00003 TEL 012-345-7883		御中		八街市指定ごみ袋受注センター TEL 012-234-4567 • FAX 012-234-4567			
品名		数量	単価	納品金額	備考		
家庭用燃やせるごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
粗大ごみ処理券 100円		1	¥1,000 /冊				
公共用ボランティア袋 J J J J J J J J 完		1	/箱				
連絡事項等		計		¥0	配送員		
納品日: 年 月 日							

〒000-0003		受領書 (業者控)		No. DMD20000011		Page. 1/1	
				注文受付日: 2020年10月01日			
取扱店 00003 TEL 012-345-7883		御中		八街市指定ごみ袋受注センター TEL 012-234-4567 • FAX 012-234-4567			
品名		数量	単価	納品金額	備考		
家庭用燃やせるごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
粗大ごみ処理券 100円		1	¥1,000 /冊				
公共用ボランティア袋 J J J J J J J J 完		1	/箱				
受領印	納品日: 年 月 日		計	¥0	配送員		
印鑑またはサイン							

八街市長 様		受領書 (市控)		No. DMD20000011		Page. 1/1	
				注文受付日: 2020年10月01日			
00003		取扱店 TEL 012-345-7883					
品名		数量	単価	納品金額	備考		
家庭用燃やせるごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせるごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 大(45L)		1	¥22,500 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 中(30L)		1	¥15,000 /箱				
家庭用燃やせないごみ袋 小(15L)		1	¥7,500 /箱				
粗大ごみ処理券 100円		1	¥1,000 /冊				
公共用ボランティア袋 J J J J J J J J 完		1	/箱				
受領印	納品日: 年 月 日		計	¥0	配送員		
印鑑またはサイン							

●初回注文・配送について

指定ごみ袋の店頭での販売開始（納品開始）は、令和 8 年 10 月 1 日からです。

指定ごみ袋の店頭販売開始に合わせて、全ての種類をお取扱ください。

初回の注文は通常のスケジュールと異なります。

別途、初回注文の受付開始日や締め切り日について通知いたします。

なお、初回の注文数については、より多くのお店に配布する関係上、数量を調整させていただきます。

配送は 10 月 1 日から順次配送いたします。

場合によっては、10 月 2 日以降の配送になることがあります。

配送日・配送時間の指定はできませんので、ご了承ください。

※令和 8 年 10 月からは、通常どおりの受注配送スケジュールとなります。

八街市指定ごみ袋配送収納カレンダーで受注配送スケジュールをご確認ください。

4. 指定ごみ袋の販売について

●指定ごみ袋の販売価格（一般廃棄物処理手数料の徴収金額）等について

品名		販売価格 10 枚 1 組	J A N コード
種別	サイズ等		
可燃ごみ	小 15L	150 円	4595434863018
	大 30L	300 円	4595434863025
	特大 45L	450 円	4595434863032
不燃ごみ	15L	150 円	4595434863049
資源ごみ	小 20L	100 円	4595434863056
	大 40L	200 円	4595434863063
再生ごみ	小 20L	200 円	4595434863070
	大 45L	450 円	4595434863087
有害ごみ	15L	150 円	4595434863094

「可燃ごみ用」の指定ごみ袋のみレジ袋の代替として 1 枚で販売可能（市への事前届出必要）
 1 枚での販売時 小 15L：15 円 大 30L：30 円 特大 45L：45 円

品名		販売金額 1 枚	J A N コード
種別	サイズ等		
可燃ごみ	小 15L	15 円	4595434863100
	大 30L	30 円	4595434863117
	特大 45L	45 円	4595434863124

●販売時の留意事項

- 取扱店で各種指定ごみ袋を市民へ販売する際には、原則 10 枚 1 組の単位で販売し、上記の金額で一般廃棄物処理手数料を徴収してください。
 レジ袋の代替として「可燃ごみ」の指定ごみ袋の販売を実施する場合は、「八街市指定ごみ袋単品交付届出書（様式第 4 号）」を提出してください。
- 指定ごみ袋の販売業務は、市の条例で定められた一般廃棄物処理手数料の徴収代行となるため、値引き販売や景品等としての無料配布はできません。
- 指定ごみ袋の消費税及び地方消費税は内税として販売してください。消費税及び地方消費税を別途上乗せはできません。レジスターの設定においては十分注意してください。
- 指定ごみ袋は、消費税法の「課税仕入れ」として、売上については「課税売上」として取り扱ってください。
- 届出いただいている店舗以外での販売はできません。
- 常に全種類の指定ごみ袋を用意し、品切れとならないように取り扱ってください。

●不良品の交換について

- ・市民が取扱店に不良品の交換を求めた場合は、市民が持参した枚数に応じて交換してください。

(例) 市民が 10 枚の内、2 枚が不良品だったとして取扱店に持参した場合

- ①不良品 2 枚を受け取る。
- ②店頭にある 10 枚/組の袋を開封し、そこから 2 枚の良品を市民に渡す。
- ③2 枚を抜いて残った 8 枚と市民が持参した 2 枚を足して 10 枚/組にして製造配送事業者へ連絡して良品と交換してください。

製造配送事業者：有限会社宮崎商会 電話番号 043-432-9268

5. 一般廃棄物処理手数料の納付について

●一般廃棄物処理手数料の納付の考え方

指定ごみ袋の販売価格は「一般廃棄物処理手数料」であり、ごみを捨てる人が市に納付するものです。本業務は、取扱店が一般廃棄物処理手数料の徴収窓口となり、指定ごみ袋を購入する人から一般廃棄物処理手数料を徴収し、市に納付する業務となります。

●納付方法・流れ

一般廃棄物処理手数料の市への納入については、毎月末日を締日として、取扱店がその月に市から納品を受けた各種指定ごみ袋の数量に基づいて納付金額を算出し、市が受注収納業務を委託している八街市指定ごみ袋受注センター（株式会社G-Place）から送付される納入通知書に基づき、振込または口座引落で納付していただきます。

●指定ごみ袋の注文単位及び一般廃棄物処理手数料の金額について

指定ごみ袋の注文単位は、箱単位（50組500枚）となり、1箱あたりの一般廃棄物処理手数料は下記の表のとおりとなります。

品名		注文単位=箱	一般廃棄物処理手数料
種別	サイズ等		
可燃ごみ	小 15L	1箱/50組 1組/10枚 (500枚)	7,500円
	大 30L		15,000円
	特大 45L		22,500円
不燃ごみ	15L		7,500円
資源ごみ	小 20L		5,000円
	大 40L		10,000円
再生ごみ	小 20L		10,000円
	大 45L		22,500円
有害ごみ	15L		7,500円

●指定ごみ袋の販売事務に係る委託料について

市に代わって取扱店が指定ごみ袋を販売する事務に対する委託料は以下のとおりです。

委託料	1箱（50組500枚）あたり1,000円（消費税及び地方消費税込み） 【1組あたり20円（消費税及び地方消費税込み）】
-----	--

指定ごみ袋は、箱単位（50組500枚）で注文となりますので、1箱あたりの委託料は1,000円（消費税及び地方消費税込み）となります。

市からお支払いする委託料は課税売上に含まれます。

この委託料についても月末締め取扱店への納品数量に基づいて計算し、一般廃棄物処理手数料の納付額から差し引く形（相殺）でお支払いいたします。

●請求事例

一般廃棄物処理手数料の納付例は下記のとおりです。

例：全種類の指定ごみ袋が 1 箱ずつ納品された場合

単位：円

品名	納品数量	単価	一般廃棄物処理手数料（税込）	委託料（税込）
可燃ごみ小 15L	1 箱	7,500	7,500	1,000
可燃ごみ大 30L	1 箱	15,000	15,000	1,000
可燃ごみ特大 45L	1 箱	22,500	22,500	1,000
不燃ごみ 15L	1 箱	7,500	7,500	1,000
資源ごみ小 20L	1 箱	5,000	5,000	1,000
資源ごみ大 40L	1 箱	10,000	10,000	1,000
再生ごみ小 20L	1 箱	10,000	10,000	1,000
再生ごみ大 45L	1 箱	22,500	22,500	1,000
有害ごみ	1 箱	7,500	7,500	1,000
計			① 107,500	②9,000
うち消費税及び地方消費税			9,772	818
① - ②＝相殺後の納入金額			98,500	

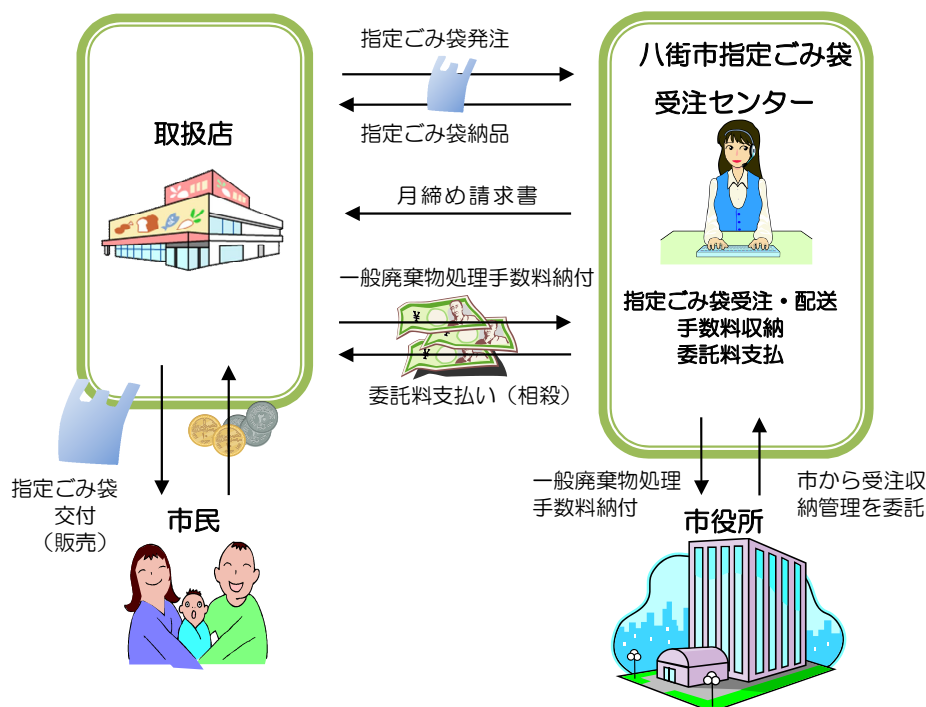
この事例の場合

①月締めの納品数に応じて算出した一般廃棄物処理手数料 107,500 円

②月締めの納品数に応じて算出した委託料 9,000 円

①-②＝98,500 円（市に納入していただく金額：受注センターからの請求額）

●一般廃棄物処理手数料の納付の流れ



●納付方法について

- 一般廃棄物処理手数料の納付方法は下記の2通りとなります。
 - ①口座振替（自動引落）（振込手数料は不要です。）
 - ②振込（振込手数料は取扱店のご負担となります。）
- 納付スケジュールはおよそ下記のとおりとなります。

販売月	翌月
指定ごみ袋の注文 指定ごみ袋の受領 指定ごみ袋の販売	10日前後までに納入通知書が届きます。 20日 口座振替日（引落日） 振込期限

- 納入期限までに引落口座に金額を用意するか又は振込用紙で振り込んでください。
- 口座引落日又は振込期限は、原則、配送月の翌月20日となります。
配送月の翌月20日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
- 毎月の引落日、振込期限は八街市指定ごみ袋配送収納カレンダーを確認してください。

●口座振替（自動引落）による納付の方法

- ・指定ごみ袋の納品を受けた月の翌月10日前後に八街市指定ごみ袋受注センターから「納入通知書」が送付されます。
- ・納入通知書を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、請求内容（納品数等）に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、納入通知書に記載された金額を、事前に登録された金融機関口座に不足が無いように用意してください。
- ・原則、同月20日に口座振替（自動引落）をいたします。
口座振替日（引落日）が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日となります。
口座振替日（引落日）は「八街市指定ごみ袋配送収納カレンダー」を確認してください。
- ・口座振替（自動引落）に際しての振込手数料はかかりません。

●振込用紙による納付の方法

- ・指定ごみ袋の納品を受けた月の翌月10日前後に八街市指定ごみ袋受注センターから「納入通知書」と「振込用紙」が送付されます。
- ・「納入通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、取扱店で管理している納品書と照合し、請求内容（納品数等）に間違いがないことを確認してください。
- ・内容に間違いがなければ、納入通知書に記載された振込期限までに、振込用紙を金融機関に持参し、振込用紙に書かれている金額を振り込んでください。
なお、その際の振込手数料は取扱店側の負担となります。
- ・振込みの際に受け取った「控え」は、その他の関係書類と一緒に5年間保管してください。

●入金が確認できなかった場合

- ・口座振替（自動引落）又は振込の方法での入金が確認できなかった場合、八街市指定ごみ袋受注センターから電話で連絡のうえ、振込用の納入通知書と振込用紙を送付いたします。（振込を選択している場合で振込用紙がお手元にある場合は送付いたしません。）
なお、口座振替（自動引落）で納付いただいている方への再引落しは行いません。振込にて納付をお願いします。また、口座振替（自動引落）がされなかったことに気付いた場合は、八街市指定ごみ袋受注センターへ至急連絡してください。
- ・「納入通知書」及び「振込用紙」を受け取ったら、「納入通知書」に記載された納入期限までに、「振込用紙」を金融機関に持参し、記載された金額を振り込んでください。なお、この際の振込手数料は取扱店の負担となります。
- ・再請求をさせていただいた上で、さらにご入金の確認ができなかった場合は、やむを得ず一時的に指定ごみ袋の供給を停止させていただく場合があります。

●納付いただく金額

指定ごみ袋代金 － 業務委託料（税込み）＝ 納付金額
（一般廃棄物処理手数料）

6. 口座振替（自動引落）の登録方法について

口座振替（自動引落）による納付代金の支払いを希望される場合は、事前に振替用口座の登録が必要となります。口座振替をご希望の場合は下記の書類を提出してください。

- ・提出書類 預金口座振替依頼書（3枚複写）

●預金口座振替依頼書の記入方法について

- ・口座振替（自動引落）に使用される口座情報を、金融機関に申告するためのもので、3枚複写になります。次ページの「記入例」に従って必要事項を記入のうえ、提出してください。
- ・なお、複数の取扱店の支払いをひとつの口座からまとめて引き落とす場合は、預金口座振替依頼書に「口座振替（自動引落）指定口座統一届」を添付していただき、まとめて引き落とす取扱店を届出してください。

●預金口座振替依頼書の提出方法について

- ・預金口座振替依頼書は3枚複写になっております。1枚目2枚目を市クリーン推進課へ提出してください。3枚目は取扱店で保管してください。
1枚目（1金融機関提出用） ⇒ 市クリーン推進課（クリーンセンター）へ提出
2枚目（2貴社（委託者）控え） ⇒ 市クリーン推進課（クリーンセンター）へ提出
3枚目（3お客様控え） ⇒ 取扱店で保管してください。

※手続きの都合上、口座振替（自動引落）の開始は預金口座振替依頼書を提出されてから2ヶ月程かかります。

初回の令和8年10月分から口座振替（自動引落）を行う場合は、令和8年9月10日(木)までに預金口座振替依頼書を提出していただく必要があります。

太枠内のみ記入してください。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ④④

金融機関お届け印
を確認の上鮮明
に押印願います。

申达日 年 月 日

金融機関の 預金者名	みずほ銀行		支店番号		口座番号	
	みずほ		〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇	
金融機関名	みずほ		支店番号		口座番号	
	築地		〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇	
振替日	1日・5日・20日・26日（金融機関休業日の場合は営業日）					
目コード	契約種別コード		記号(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。)		番 号(右つめてご記入ください。)	
6	3		0		8	
ミズホ	ハナコ				7 6 5 4 3 2 1	
みずは花子					00130-1-1440	
払込日	1日・5日・20日・26日……（金融機関休業日の場合は営業日）					

通帳番号は右づめで記入し、空欄になった部分は“0”で埋めてください。

ゆうちょ銀行（郵便局）からの
引き落としを希望される方は
こちらに記入してください

払込日について○囲みは必要ありません。

ゆうちょ銀行
お届け印を確認
の上鮮明に押印
をお願いします。

——預金口座振替規定
(ゆうちょ銀行を除く)

この払込先口座番号に直接
振り込みしないようお願いします。

(金融機関へのお願い)

この預金口座振替依頼書を預金者が直接貴行へ持参した場合は、預金口座振替依頼書(写)(2枚目)に確認印を押捺の上2枚目以下を預金者にご返却ください。(ゆうちょ銀行を除く)

金融機関 使用欄	(不備返却事由)		検印
	1.預金取引なし	3.印鑑相違	
	2.記載事項等相違	4.その他	印鑑照合
	(店名、預金種目、 口座番号、口座名義)	()	
	(備考)		受付印

後に営業所が続く
場合(カ)〇〇(エイ)
・有限会社は、ユ)、(ユ
・社団法人は、シャ)
・社会福祉法人は、フク)
・医療法人は、イ)
…等となります

こちらは記入する必要ありません。

①金融機関提出用

預金者と契約者が同一のときは、住所・電話番号のみご記入ください。
預金者と契約者が異なるときは、すべてご記入ください。

7. 取扱店の登録要件について

本市の指定ごみ袋取扱店の登録要件は、下記の事項をすべて満たす事業者となります。

- (1) 市内及び市近郊に、市民に直接物販を販売する店舗を有する者
- (2) 次の事項を遵守できると市長が認める者
 - ① 指定ごみ袋のすべての種類を取扱店に常備すること。
 - ② 指定ごみ袋の発注及び販売に関し、市の指示に従うこと。
 - ③ 市の責めに帰する事由によるものを除き、市に対し指定ごみ袋の交換又は返還を求めないこと。
 - ④ 指定ごみ袋は、種類ごとに10枚1組で販売すること。ただし、レジ袋の代替として販売することを事前に市へ届け出た場合は、可燃ごみ用の指定ごみ袋に限り1枚単位での販売ができるものとする。
 - ⑤ 汚損又は破損した指定ごみ袋を販売しないこと。
 - ⑥ 指定ごみ袋を景品、サービス品等として譲渡しないこと。
 - ⑦ 条例に規定した金額を変更して一般廃棄物処理手数料を徴収しないこと。
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 暴力団の関係者でない者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象でない者
- (6) 地方自治法等で定める指定公金事務取扱者の要件を満たしていること。

8. 取扱店登録に必要な書類について

●登録申請書類

- 以下の書類をご確認のうえ、持参、又は郵送してください。

チェック欄	提出依頼書類一覧	
☐	八街市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第 1 号）	◎全取扱店に提出していただきます。
☐	法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し	◎全取扱店に提出していただきます。市内在住の個人にあっては、八街市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第 1 号）の同意書欄に署名した場合は不要です。
☐	取扱店の位置図	◎全取扱店に提出していただきます。
☐	市町村が発行する納税証明書又は滞納がない証明書（市民税・固定資産税）	◎八街市内の取扱店で八街市指定ごみ袋取扱店登録申請書（様式第 1 号）の同意書欄に署名した場合は不要です。（市外在住の個人の場合は、居住地で市民税の納税証明書を取得し提出してください。） ◎市外の取扱店の場合は、所在地の自治体で証明書を取得し提出してください。
☐	指定公金事務取扱者の指定に係る申出書	◎地方自治法施行規則第 1 2 条の 2 第 3 項の規定に基づき全取扱店に提出していただきます。

●書類提出先

- 提出先
八街市 地域振興部 クリーン推進課（八街市クリーンセンター）
〒289-1138
千葉県八街市用草 500 番地
電 話 043-443-6937
F A X 043-443-1738
メール clean_c@city.yachimata.lg.jp
- 提出方法 持参していただくか、郵送してください。
※郵送の場合は、特定記録郵便・書留郵便にて提出。
（郵便局窓口でのみの取扱いになります）

●契約関係書類

登録申請の審査を経て、登録が決定した場合に提出していただく書類になります。
以下の書類をクリーン推進課（クリーンセンター）まで持参又は郵送してください。

チェック欄	提出依頼書類一覧	
☐	八街市指定ごみ袋取扱業務委託契約書（2部）	◎全取扱店に提出していただきます。 ◎受注者欄等に代表者印を押印して提出してください。市で発注者欄等に市長印を押印後、1部を取扱店保有分として送付いたします。
☐	支払方法確認書	◎一般廃棄物処理手数料の支払い方法について、口座振替（自動引落）とするか振込用紙による振込とするか届出をお願いします、
☐	預金口座振替依頼書（3枚複写）（振込の場合は不要）	◎口座振替（自動引落）での支払いを希望される場合は、1枚目（①金融機関提出用）と2枚目（②取扱店（委託者）控）を提出してください
☐	八街市指定ごみ袋インターネット受注サービス申込書（希望者のみ）	◎指定ごみ袋の注文をインターネットでご希望される場合のみ提出をお願いします。

取扱店登録申請から販売までの流れ

申請者 （初回）取扱店登録申請書一式を提出



市

審査後、委託契約締結（※）、取扱店として指定。

- ・八街市指定ごみ袋取扱店登録決定・却下通知書（様式第2号）を通知
- ・八街市指定ごみ袋取扱店登録証（様式第3号）の交付
- ・指定公金事務取扱者の証の交付



取扱店

八街市指定ごみ袋受注センターに注文し、指定ごみ袋を受領、販売開始。

（※）委託契約について

契約期間は原則3年間となり、令和8年10月1日から令和11年9月30日までとなります。ただし、令和8年10月1日以降に初回の契約を締結した取扱店については、契約日から令和11年9月30日までが契約期間となります。

以後3年ごとに委託契約を締結することとなります。

9. 取扱店になったら

●指定ごみ袋在庫管理

指定ごみ袋のすべての種類を常備し、市民へ販売できるように在庫管理してください。

●取扱時間

- ・指定ごみ袋の販売業務は、取扱店の営業時間を通して取り扱ってください。
- ・営業時間中にもかかわらず販売時間を制限することのないようお願いします。

●従業員などへの研修

- ・本業務を従業員に担当させる際には、このマニュアルを利用して、制度のしくみと作業の流れを周知してください。

●届出事項の変更

- ・市に届け出ている事項に変更があった場合は、次のような手続きが必要です。
速やかに市クリーン推進課（クリーンセンター）に申し出てください。

変更する内容	変更のための手続き	備考
代表者・店舗名が変更となった場合	「八街市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届」に変更事項を記載し提出してください。	
店舗所在地が変更となった場合	「八街市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届」に変更事項を記載し提出してください。	店舗住所を示す地図を添付。
連絡先・営業時間・休業日が変更となった場合	「八街市指定ごみ袋取扱店登録事項変更届」に変更事項を記載し提出してください。	
一般廃棄物処理手数料の口座振替の口座を変更したい場合	市担当課窓口にて「預金口座振替依頼書（3枚複写）」の様式を取得し、必要事項を記入のうえ提出してください。	

- ・取扱店は、1店舗ごとに登録していますので、届け出ている店舗以外での取扱いはありません。
- ・他の店舗でも同様に取扱いたい場合は、改めて市に取扱店の申し込みをしてください。

●取扱店をやめたいとき

- ・取扱店をやめたい場合、速やかに「八街市指定ごみ袋取扱店廃止届」を提出してください。

●取扱店廃止に伴う指定ごみ袋の在庫の精算

取扱店を廃止する場合、残った指定ごみ袋の在庫の精算を行います。

精算の対象となる指定ごみ袋、10枚1組で未開封のものに限ります。

「八街市指定ごみ袋に係る手数料相当額返還請求書（様式第8号）」に在庫の数量及び市から還付を受ける一般廃棄物処理手数料の額並びに振込先口座を記載のうえ、残った在庫と併せて提出してください。

また、返還する在庫の数量に応じて、すでに市から支払い済みの委託料について返金に関する請求をさせていただきます。期日までに返金をお願いします。

●取扱店の取消し

- ・次のいずれかの事項に該当する場合、取扱店の登録を取り消すことがあります。
 - （1）指定ごみ袋の交付収納業務を適正に行うことができないと認められるとき。
 - （2）八街市指定ごみ袋取扱店に関する要綱の規定に違反したとき。
 - （3）その他市長が取扱店の登録を取り消す必要があると認めたとき。

問い合わせ先	
○指定ごみ袋一般廃棄物処理手数料徴収制度に関すること ○取扱店の登録申請に関すること ○家庭ごみ出し方・分け方に関すること	八街市地域振興部クリーン推進課 （八街市クリーンセンター） 千葉県八街市用草 500 番地 電話番号 043-443-6937 FAX 番号 043-443-1738 メール clean_c@city.yachimata.lg.jp 営業時間 : 8 : 30 ~ 17 : 15 土曜日午後、日曜日、祝日、年末年始を除く。 ※閉門時間 11 : 45 ~ 13 : 00 及び 16 : 15 以降
○指定ごみ袋の注文・配送に関すること ○受注システムに関すること ○一般廃棄物処理手数料の請求・納入に関すること	八街市指定ごみ袋受注センター （受託者：株式会社G-P l a c e） （ジープレイス） 電話番号 : 0120-979-303 FAX 番号 : 0120-979-404 営業時間 : 9 : 00 ~ 16 : 00 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。
○不良品の交換等に関すること	製造配送事業者 有限会社宮崎商会 電話番号 043-432-9268